

# 広報あびこ

## 5月の納税

固定資産税の第1期分です  
国民健康保険税  
今月の出張徴収は次のとおり行ないますのでご利用ください。  
日時……5月29日(金) 午前9:30~午後4:00  
場所……興陽寺・福祉センター  
※国民年金の徴収もいたします

発行所  
千葉東葛飾郡我孫子町役場  
千葉東葛飾郡我孫子1858番地  
電話 あびこ (0471) 82-1151 (大代表)  
昭和34年7月30日才三種郵便物認可  
発行日 毎月1日・16日 1部2円

## 我孫子駅前通り交通自主規制

＝5月15日から9月30日まで＝

### 駅舎工事・線増工事資材輸送のため

## バスは朝晩だけ駅広発着

### 家用車の乗り入れはご遠慮を

国鉄常磐線復々線工事に伴う我孫子駅改修工事および電留線工事等の資材輸送のため、駅前通りは大型車の出入りが激しくなり、また、駅改良工事により、駅前広場はさらに狭くなり、前通りも十分に活用できなくなるため、その対策として、関係者が協議した結果次のようにバスの時間調整を行なうことになりました。復々線工事、駅改良工事という事態のためやむを得ないことであり、今までより以上の環境を整備される前振です。皆さまのご協力をお願いいたします。なお、この自主規制は次のとおりです。

▼自主規制期間  
五月十五日から九月三十日まで。工事の進捗状況によっては期間延長される。

▼バス  
①バスが駅前広場へ乗入れできる時間(調整時間)  
○午前六時から午前八時三十分まで  
○午後四時三十分から午後八時まで(九月三十日まで)  
▼タクシー  
○午前四時三十分から午後七時三十分まで(十月一日以降)  
○右の調整時間以外は、駅前十字路山由菜局降りのバス停留所が乗降場となります。

▼一般家用車  
一般家用車も関係者の自主規制に協力して、駅前広場への乗り入れはご遠慮ください。

▼その他  
工事時間中はみんなが交通ルールを守り、交通事故防止に万全を期しましょう。

## 柴崎土地区画整理事業

書類縦覧は五月二十五日まで

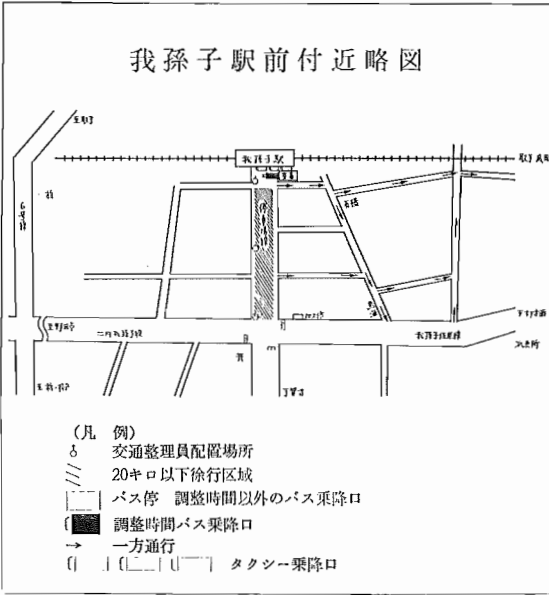
我孫子都市計画事業柴崎土地区画整理事業につきましては、皆様方の深いご理解とご協力により着々と準備が進んでおります。事業計画が定まりましたので土地区画整理法に基づき次のとおり縦覧の告示をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、この事業についてご意見のある利害関係者は五月二十六日から六月八日まで、この事業について土地区画整理事業計画並びに関係図書

## 土地区画整理事業

五月二十五日まで縦覧

我孫子駅北口土地区画整理事業の実施については、現時を調べいろいろ検討し



## 都市改造事務所

五月十八日に開設

都市改造事業も各種調査、測量など順調に進み、事業計画決定の準備段階に入っています。この間、関係者の方々にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。さて、「都市改造事務所」も下図の位置に五月十八日から開設することになりました。今後は、地区内のみならず、

## 町の人口

昭和45年 4月30日現在

男	22,393人	前月比	2,338人増
女	22,827人		2,252人増
計	45,220人		4,590人増
世帯数	11,763世帯		1609世帯増
4月の人口動態			
	男	女	計
出生	39人	36人	75人
転入	252人	239人	491人
死亡	14人	6人	20人
転出	208人	169人	377人

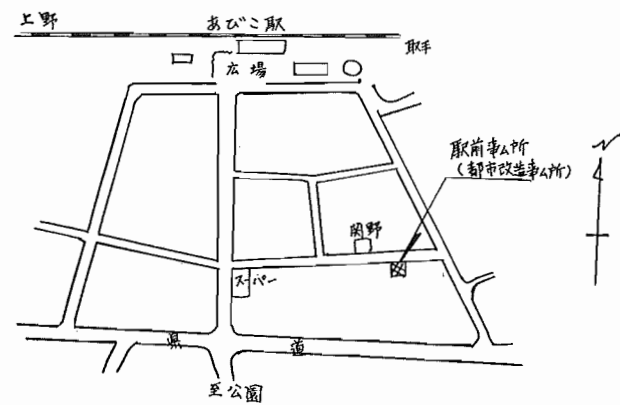
## 駅前事務所開設

6月1日から  
戸籍簿  
住民票  
謄抄本を交付

役場の移転により、いろいろご不便をおかけしてありますが、このたび左図の位置に駅前事務所をたてましたので、十分ご利用していただきたいと思っております。また、明年四月からは、我孫子駅舎内に移り事務所を取り扱いますので、いっそうのご利用をお願いいたします。また、土曜日に受付をしたためについては、月曜日に交付いたします。

▼事務内容  
戸籍、住民票の謄抄本の作成  
▼請求と交付  
午前中に受付をしたものについては午後三時から交付いたします。午後受付をしたものについては、翌日の午前十時から交付いたします。また、土曜日に受付をしたものについては、月曜日交付いたします。

▼受付事務の開始  
六月一日から



## タバコは町内で

1本に付3.69銭町内入ります

市制を目標に  
市市花募集

町では、七月一日を目標に市制施行の準備を進めていますが、市制を記念して、広く町民の皆さまから市市花を公募したいと思っております。ふろってご応募ください。

なお、応募の際は、ハガキに住所・氏名を明記のうえ五月三十一日までに役場企画室へ郵送ください。

## 商業統計調査

六月一日に  
六月一日に商業統計調査が行なわれますが、この統計調査は、全国の商店をもれなく調査して、商店数、従業員数、商品販売額、商品手持額等を調査するもので、通商調査が実施している指定統計調査です。今回の調査は、数えて十回目にあたりです。

▼調査日  
昭和四十五年六月一日

▼調査の範囲  
卸売業、小売業および飲食店

▼調査の方法  
調査員が商店に訪問して調査票を配布し、後日回収に伺います。

▼調査の皆さまに書いていただいた調査票は、町・県国(通産省)を通じて集計され、国、県においては商業振興施策の基礎資料として、また、市町村においては行政資料としても非常に役立っております。調査員が伺いましたらよろしくご協力ください。

